令和８年（フ）第１７６号
三重県津市柳山津興1565番地　グループホームゆう４
債務者　小林香代子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１８２号
三重県亀山市本町三丁目15番17―２―207号第14アーバンハイツ
債務者　曽我　有紀
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１１０号
青森県八戸市諏訪三丁目５番１号　スペースブリックＣ号室
債務者　櫛引　愛菜
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第１１５号
青森県八戸市大字番町20番地６　番町ヒルズ201
債務者　中山美代子
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第１１６号
青森県八戸市白銀台五丁目８番地１
債務者　四ツ役愛璃
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第８５号
岩手県北上市上野町二丁目27番４号
債務者　伊藤　大輔
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第７４４号
仙台市青葉区小松島１丁目６番10号　インテリジェント小松島202
債務者　梅田万理大
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４１号
秋田県大仙市大曲栄町３番３号、旧住所秋田県大仙市富士見町３番17号　コーポラスふじみ２－３号室
債務者　佐藤　智美
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
秋田地方裁判所大曲支部

令和８年（フ）第６８号
千葉県茂原市七渡620番地９　メゾン新茂原102
債務者　玉澤　健一
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第７３号
千葉県勝浦市部原1929番地の２
債務者　佐藤　　彩
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第２７８号
新潟市中央区田中町5188番地35
債務者　丸山　聖史
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８２号
新潟市東区山木戸２丁目２番５号
債務者　髙橋　　翼
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９１号
新潟市中央区桜木町11番28―804号
債務者　川鍋　恵美
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０１号
新潟市中央区白山浦２丁目186番地１
債務者　前川　　仁
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０３号
新潟市東区臨海町１番８号
債務者　田中かおり
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２８号
新潟市東区秋葉１丁目４番８号
債務者　波田野清美
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
新潟地方裁判所民事部